

## **J-Coin Lite ユーザー利用規約**

### 第1条 目的

1 本規約は、株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます。）が提供する J-Coin Lite サービスの取扱いを定めるものです。J-Coin Lite ユーザーは、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意のうえ、J-Coin Lite サービスを利用するものとします。

2 J-Coin Lite ユーザーが未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人である場合は、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人の必要な同意を得たうえで J-Coin Lite サービスを利用するものとします。

3 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite サービスを個人利用の目的でのみ利用するものとします。

4 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite サービスを実際に利用する都度、本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

### 第2条 定義

1 「加盟店」とは、当行または当行の認める第三者との間で、商品またはサービスの代金決済（寄付金の支払には利用できません。）に J-Coin Lite コインを利用することができることを内容とする加盟店契約を締結し、当行所定の加盟店マークを表示する者をいいます。

2 「口座接続金融機関」とは、J-Coin Pay ユーザーが、J-Coin Pay サービスへの入出金手段として預金口座を登録することが可能な金融機関をいいます。

3 「J-Coin Pay アカウント」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号、以下「犯収法」といいます。）に定める取引時確認の手續を含む当行所定の手續を経て J-Coin Pay ユーザーに付与される J-Coin Pay サービスを利用するために必要なアカウントをいいます。

4 「J-Coin Pay アプリ」とは、J-Coin Pay サービスまたは J-Coin Lite サービスを利用す

るためのインターフェースとして当行が提供するアプリをいいます。

5 「J-Coin Pay コイン」とは、J-Coin Pay ユーザーの J-Coin Pay アカウントにおいて保有され、J-Coin Pay ユーザーが他の J-Coin Pay ユーザーとの間で移転し、または、対象商品の代金支払その他当行所定の支払に利用することが可能な電磁的記録をいいます。

6 「J-Coin Pay サービス」とは、J-Coin Pay ユーザー利用規約に基づき当行が提供するサービスをいいます。

7 「J-Coin Pay ボーナス」とは、当行所定の条件で、J-Coin Pay ユーザーの J-Coin Pay アカウントに付与され、対象商品の代金支払に利用することが可能な電磁的記録をいいます。

8 「J-Coin Pay ユーザー」とは、J-Coin Pay サービスのユーザーをいいます。

9 「J-Coin Lite アカウント」とは、犯収法に定める取引時確認の手続を含まない当行所定の手続を経て J-Coin Lite ユーザーに付与される J-Coin Lite サービスを利用するために必要なアカウントをいいます。

10 「J-Coin Lite コイン」とは、J-Coin Lite ユーザーの J-Coin Lite アカウントにおいて保有され、J-Coin Lite ユーザーが他の J-Coin Lite ユーザーとの間で移転し、または、対象商品の代金支払その他当行所定の支払（なお、寄付金の支払には利用できません。）に利用することが可能な電磁的記録をいいます。

11 「J-Coin Lite コインの払戻し」とは、チャージの全部または一部を取り消すことをいいます。

12 「J-Coin Lite サービス」とは、本規約に基づき当行が提供するサービスをいいます。

13 「J-Coin Lite サービス利用契約」とは、J-Coin Lite ユーザーが本規約に同意して J-Coin Lite サービスの利用を申し込み、当行がこれを承諾することにより成立する契約をいいます。

14 「J-Coin Lite ボーナス」とは、当行所定の条件で、J-Coin Lite ユーザーの J-Coin Lite アカウントに付与され、対象商品の代金支払に利用することが可能な電磁的記録をいいます。

15 「J-Coin Lite ユーザー」とは、J-Coin Lite サービスのユーザーをいいます。

16 「対象商品」とは、加盟店によって販売または提供される、J-Coin Lite コインにより代金決済ができる商品およびサービスをいいます。

17 「チャージ」とは、J-Coin Lite ユーザーが、J-Coin Pay アプリを通じ、当行に対し、当行所定の方法により J-Coin Lite コインの付与の依頼およびこれに対応する金銭の支払を行うこと、および、これに対し、当行が当該 J-Coin Lite ユーザーの J-Coin Lite アカун トにかかる J-Coin Lite ユーザーによる依頼金額に対応した数量の J-Coin Lite コインを、1 円を 1 J-Coin Lite コインとして付与することをいいます。

18 「必要措置」とは、(i)J-Coin Lite サービス利用契約の解除、(ii)J-Coin Lite アカун トの利用の停止、削除、またはこれらの J-Coin Lite アカун トの保有者としての地位の剥奪、(iii) J-Coin Lite ユーザーが保有する J-Coin Lite コインの失効、(iv)受け付けた取引の取消し、(v)その他当行が必要かつ適切と判断する措置の全部または一部をいいます。

19 「補償サービス」とは、J-Coin Lite コインまたは J-Coin Lite アカун トが第三者に不正使用され、J-Coin Lite ユーザーに損害が発生した場合の補償サービスをいいます。

20 「利用口座」とは、J-Coin Pay ユーザーが、J-Coin Pay サービスに利用するため、J-Coin Pay アカун トに登録した J-Coin Pay ユーザー名義の口座接続金融機関において開設された預金口座をいいます。

### 第 3 条 J-Coin Lite サービス

1 J-Coin Lite サービス利用契約は、J-Coin Lite ユーザーが、当行所定の方法により、当行所定の情報を登録して J-Coin Lite アカун トを開設したときに成立し、当行は J-Coin Lite サービスの提供を開始します。

2 J-Coin Lite ユーザーが J-Coin Lite サービスにおいて登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に誤りが判明した場合または変更があった場合、J-Coin Lite ユーザーは、速やかにこれを真正かつ正確な内容または変更後の内容に修正しなければなりません。

3 J-Coin Lite サービスに関し J-Coin Lite ユーザーが当行に対して有する一切の権利は、J-

Coin Lite ユーザーに一身専属的に帰属します。J-Coin Lite ユーザーは、これらの権利を第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

4 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite サービスを日本国内でのみ利用できるものとします。

5 J-Coin Lite ユーザーは、国内居住者でない場合、J-Coin Lite サービスを利用できません。

6 J-Coin Lite ユーザーが利用できる J-Coin Lite サービスの内容は、第 7 条ないし第 12 条に定めるとおりとします。

#### 第 4 条 J-Coin Lite サービスのパスワード

1 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite サービスを利用するにあたって、当行所定の方法によりパスワードを設定しなければならず、当行が求める都度パスワードを送信しなければなりません。なお、当行が認める場合には、当行所定の生体認証の方法による認証をもって、パスワードの送信に代えることができます。

2 J-Coin Lite ユーザーは、当行所定の方法により、いつでもパスワードを変更することができます。

3 J-Coin Lite ユーザーは、パスワードを厳格に管理し、他人に漏らしてはならないものとします。また、定期的にパスワードを変更しなければならないものとします。

4 J-Coin Lite ユーザーは、パスワードを紛失した場合、当行所定の方法により、パスワードを再設定することができます。

5 当行は、当行が送信を受けたパスワードが当行に登録されたパスワードと一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合、実際の通信当事者が J-Coin Lite ユーザー本人でなかった場合でも、J-Coin Lite ユーザー本人による通信とみなし、それによって生じた損害について責任を負いません。当行が、当行所定の生体認証の方法により J-Coin Lite ユーザー本人による通信と認めた場合、J-Coin Lite ユーザーがインストールしたアプリに一意に付与された識別符号が当行に登録された識別符号と一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合についても同様と

します。

## 第5条 J-Coin Lite アカウント

1 J-Coin Lite アカウントは、J-Coin Lite ユーザー1人につき1アカウントとし、同一のJ-Coin Lite ユーザーが複数のJ-Coin Lite アカウントを保有または利用することはできません。但し、当行が認めた場合はこの限りではありません。

2 J-Coin Lite ユーザーがJ-Coin Lite サービスを利用するためには、J-Coin Lite アカウントを保有している必要があります。

3 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite アカウントのみを保有することができるものとし、J-Coin Pay アカウントを保有することはできません。

4 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite アカウントを失った場合（第18条第1項に基づきJ-Coin Lite アカウントを削除された場合を含みますが、これに限りません。）、またはJ-Coin Lite アカウントの保有者としての地位を失った場合（第18条第1項に基づきJ-Coin Lite アカウントの保有者としての地位を剥奪された場合を含みますが、これに限りません。）、J-Coin Lite サービス利用契約を自動的に解約されるものとします。

## 第6条 J-Coin Pay アカウントへの移行

1 J-Coin Lite ユーザーは、当行所定の手続（利用口座の登録および収法に定める取引時確認の手続を含みます。）を経て、J-Coin Lite アカウントからJ-Coin Pay アカウントへ移行できるものとします。なお、J-Coin Pay アカウントに移行した後、J-Coin Lite アカウントに再移行することはできません。

2 前項に基づきJ-Coin Lite アカウントからJ-Coin Pay アカウントへ移行する場合、J-Coin Pay アカウントへの移行を希望するJ-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Pay ユーザー利用規約の内容を十分に理解し、同規約に同意のうえ、J-Coin Pay サービスを利用するものとします。

3 第1項に基づきJ-Coin LiteアカウントからJ-Coin Payアカウントへ移行する場合には、J-Coin LiteユーザーのJ-Coin Liteアカウントは自動的に消滅するものとし、J-Coin Liteユーザーは、同時に、J-Coin Payユーザー利用規約に基づき、J-Coin PayアカウントにJ-Coin Liteアカウントで保有していたJ-Coin Liteコインの残高と同額のチャージ（J-Coin Payユーザー利用規約に基づくチャージをいいます。）を申し込み、その代り金をJ-Coin Liteアカウントで保有していたJ-Coin Liteコインをもって支払ったものとみなします。そして、これにより、J-Coin LiteユーザーのJ-Coin Liteアカウントは、J-Coin Payに移行し、同時にJ-Coin LiteユーザーはJ-Coin Payユーザーになるものとします。

## 第7条 J-Coin Lite コインのチャージ

1 J-Coin Liteユーザーは、当行所定の方法をもってチャージをすることができます。

2 J-Coin Liteユーザーがチャージをする場合、そのチャージの方法およびその手続きについては、当行が別途定める方法によるものとします。

3 第1項にかかわらず、J-Coin Liteユーザーは、次のいずれかに該当する場合、J-Coin Liteコインをチャージすることができません。なお、この場合、当行はJ-Coin Liteユーザーに対し、理由を開示せず、また、当行の責に帰すべき場合を除き、この取扱いによりJ-Coin Liteユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

- (1) J-Coin Liteユーザーの財産についての差押等やむを得ない事情があり当行がチャージを不相当と認めた場合
- (2) 住所変更・連絡先の届出を怠るなどのJ-Coin Liteユーザーの責に帰すべき事由により、当行でJ-Coin Liteユーザーの所在が不明となっていることが判明した場合
- (3) 停電、故障等により取扱いができない場合
- (4) 詐欺その他の法令もしくは本規約へ違反するおそれがあると当行が認めた場合
- (5) やむを得ない事情があり、当行が取扱いを不相当または不可能と認めた場合

4 J-Coin Liteコインのチャージの最低単位金額、J-Coin Liteアカウントの残高上限額等は、当行が別途公表するものとします。また、当行はこれらの公表内容について、当行の都合で変更することができるものとします。

5 チャージされたJ-Coin Liteコインは、J-Coin Liteアカウントに残高として記録されるものとします。

## 第8条 J-Coin Lite コインによる決済

1 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite アカウントにおいて保有する J-Coin Lite コインの残高の範囲内で、加盟店との間の対象商品の代金決済に J-Coin Lite コインを利用することができます。なお、J-Coin Lite コインは、寄付金の支払に利用することができません。

2 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite コインを対象商品の代金決済に使用する場合は、当行所定の方法で J-Coin Lite コインでの支払いを指定し、決済手続を行うものとします。この場合、J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite アカウントにおいて保有する J-Coin Lite コインの残高から対象商品の代金相当額が差し引かれ、当該 J-Coin Lite コインのチャージに用いた金員が対象商品の代金の支払にあてられることに同意したものとみなします。

3 J-Coin Lite ユーザーが前項の決済手続を行った場合、J-Coin Lite ユーザーの J-Coin Lite アカウントの J-Coin Lite コインの残高から対象商品の代金に相当する J-Coin Lite コインが差し引かれた時をもって、J-Coin Lite ユーザーと加盟店との間における J-Coin Lite コインによる対象商品の代金決済は完了します。

4 当行は、J-Coin Lite ユーザーと加盟店との間の対象商品の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、J-Coin Lite コインを利用された後に債務不履行（契約不適合を含みます。）、返品、不備・不具合その他の問題が生じた場合であっても、当行は J-Coin Lite コインの返還等を行う義務を負わず、J-Coin Lite ユーザーと加盟店との間で解決していただくものとします。

5 前項にかかわらず、J-Coin Lite ユーザーと加盟店との間の対象商品の取引が取消または解除され、加盟店において当行所定の方法によって決済の加盟店により取消手続が行われた場合、当行は J-Coin Lite ユーザーの J-Coin Lite アカウントに第3項に基づき差し引いた J-Coin Lite コインを返還することがあります。

6 J-Coin Lite ユーザーは、次のいずれかに該当する場合、J-Coin Lite コインを代金決済に利用することができません。なお、この場合、当行は J-Coin Lite ユーザーに対し、理由を開示せず、また、当行の責に帰すべき場合を除き、この取扱いにより J-Coin Lite ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

- (1) 対象商品の代金額が、J-Coin Lite アカウントに保有する J-Coin Lite コインの残高を超える場合
- (2) J-Coin Lite ユーザーの財産についての差押等やむを得ない事情があり当行が J-Coin Lite コインによる決済を不相当と認めた場合
- (3) 住所変更・連絡先の届出を怠るなどの J-Coin Lite ユーザーの責に帰すべき事由により、当行で J-Coin Lite ユーザーの所在が不明となっていることが判明した場合
- (4) 停電、故障等により取扱いができない場合
- (5) 詐欺その他の法令もしくは本規約へ違反するおそれがあると当行が認めた場合
- (6) やむを得ない事情があり、当行が取扱いを不相当または不可能と認めた場合

7 J-Coin Lite コインによる代金決済の 1 回あたりの上限額、1 日あたりの上限額等は、当行が別途公表するものとします。また、当行はこれらの公表内容について、当行の都合で変更することができるものとします。

8 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Pay アプリの地図機能を利用して、加盟店の情報（店舗名、住所、電話番号等）および加盟店が提供するクーポン情報を確認することができます。ただし、当行は、これらの情報の完全性、正確性、安全性、最新性等に関しては、いかなる保証も行わず、これらの情報またはクーポンの使用等に関して紛争が生じた場合は、J-Coin Lite ユーザーと加盟店との間で解決していただくものとします。

9 当行は、J-Coin Lite ユーザーが前項の地図機能を利用する場合、J-Coin Lite ユーザーの位置情報を利用します。また、地図機能の提供に必要な範囲で、位置情報を地図サービスの提供企業または加盟店に提供することがあります。

10 J-Coin Lite サービスを利用して J-Coin Lite ユーザーが支払った対象商品の代金支払にかかる証書は、加盟店が発行するものとし、当行は発行しません。J-Coin Lite ユーザーは、加盟店の発行する証書に記載される対象商品の代金の領収日および当該証明書の発行日が、J-Coin Lite サービスを利用して支払を完了した日ではなく、加盟店が実際に資金を受領した日以降となったとしても異議を述べません。

## 第 9 条 J-Coin Lite コインの移転

1 J-Coin Lite ユーザーは、他の J-Coin Lite ユーザーに対し、J-Coin Lite アカウントの残高の範囲内で J-Coin Lite コインを移転することができます。J-Coin Pay ユーザーに対しては、J-Coin Lite コインを移転することができません。



2 J-Coin Lite コインの移転は、J-Coin Lite コインを移転しようとする J-Coin Lite ユーザー（以下「移転元」といいます。）および J-Coin Lite コインを受け取ろうとする J-Coin Lite ユーザー（以下「受取人」といいます。）が当行所定の方法により移転額を指定して行うものとし、移転元の J-Coin Lite アカウントの J-Coin Lite コイン残高が移転額相当分減少するとともに、受取人の J-Coin Lite アカウントの J-Coin Lite コイン残高が移転額相当分増加したときに効力が生じるものとします。

3 当行は、J-Coin Lite コインの移転元と受取人との間の取引その他の法律関係について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、J-Coin Lite コインの移転後に、かかる移転の原因となった反対債務の不履行または不完全な履行、受取人の不法行為または違法行為、その他の問題が生じた場合であっても、当行は、法令等に基づき義務付けられる場合を除き、J-Coin Lite コインの返還等を行う義務を負わず、移転元と受取人との間で解決していただくものとします。

4 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite コインの移転に係る J-Coin Pay アプリ上の操作を行うに際し、当行所定の範囲でメッセージを付することができるものとします。

5 当行は、前項に基づくメッセージの内容について一切関知せず、また、バックアップを保持する義務も負わないものとし、メッセージの内容について移転元と受取人との間で紛争等の問題が生じた場合は、当事者間で解決するものとします。ただし、J-Coin Lite ユーザーの法令または本規約の遵守状況を確認するため必要がある場合には、メッセージの内容を確認することができるものとします。

6 J-Coin Lite ユーザーは、次のいずれかに該当する場合、J-Coin Lite コインを移転することができません。なお、この場合、当行は J-Coin Lite ユーザーに対し、理由を開示せず、また、当行の責に帰すべき場合を除き、この取扱いにより J-Coin Lite ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

- (1) 指定された移転額が、移転元が J-Coin Lite アカウントに保有する J-Coin Lite コインの残高を超える場合
- (2) 指定された移転額により、受取人が J-Coin Lite アカウントに保有する J-Coin Lite コインの残高が J-Coin Lite アカウントの残高上限額を超える場合
- (3) 移転元または受取人の財産についての差押等やむを得ない事情があり当行が J-Coin Lite コインの移転を不相当と認めた場合
- (4) 住所変更・連絡先の届出を怠るなどの J-Coin Lite ユーザーの責に帰すべき事由により、当行で J-Coin Lite ユーザーの所在が不明となっていることが判明した場合

- (5) 停電、故障等により取扱いができない場合
- (6) 詐欺その他の法令もしくは本規約へ違反するおそれがあると当行が認めた場合
- (7) やむを得ない事情があり、当行が取扱いを不適當または不可能と認めた場合

7 J-Coin Lite コインの移転の 1 回あたりの上限額、1 日あたりの上限額等は、当行が別途公表するものとします。また、当行はこれらの公表内容について、当行の都合で変更することができるものとします。

## 第 10 条 J-Coin Pay コインの譲受

1 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Pay ユーザーから J-Coin Pay コインを譲り受けることができるものとします。J-Coin Lite ユーザーが J-Coin Pay コインを譲り受けた場合には、譲受けと同時に、他の何らの意思表示なくして自動的に譲り受けた J-Coin Pay コインと同額の J-Coin Lite コインの代り金が送金されたのと同様の法的効果が生じるものとし、また、同時に、他の何らの意思表示なくして、受け取った代り金をもって同額の J-Coin Lite コインがチャージされたのと同様の効果が生じるものとします。

2 第 1 項に基づいて J-Coin Lite ユーザーが J-Coin Pay ユーザーから J-Coin Pay コインを譲り受ける場合には、前条第 3 項ないし第 7 項が適用されるものとします。

## 第 11 条 J-Coin Lite コインの残高確認方法

1 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite サービス内の残高確認画面（以下「残高確認画面」といいます。）において、J-Coin Lite コインの残高を確認することができます。

2 システムの不備、加盟店からの当行に対する返金処理に係る連絡の遅れ、その他の理由により、実際の J-Coin Lite コインの残高と残高確認画面に表示される J-Coin Lite コインの残高が異なることがあります。その場合であっても、当行は、当該表示された J-Coin Lite コインの残高と実際の J-Coin Lite コインの残高との不一致について何ら責任を負わないものとします。

## 第 12 条 J-Coin Lite コインの払戻しの禁止

1 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite アカウントにおいて保有する J-Coin Lite コインにつき、本規約に定める場合その他の資金決済に関する法律に定める例外に該当すると当行が認めた場合を除き、J-Coin Lite コインの払戻しを行うことができません。

2 前項にかかわらず、当行が経済情勢の変化、法令の改廃その他当行の都合により J-Coin Lite の取扱いを全面的に廃止した場合には、当行は、J-Coin Lite ユーザーに対し、法令の手続きに従い、J-Coin Lite コインの払戻しを行うものとします。

## 第 13 条 J-Coin Lite コインの付与

1 当行は、J-Coin Lite ユーザーに対し、当行所定の条件で、J-Coin Lite アカウントに当行所定の金額に相当する J-Coin Lite コインを付与することがあります。J-Coin Lite コインの付与の詳しい条件は、当行所定の方法により掲示します。

2 当行は、J-Coin Lite コインの付与を行った後に、J-Coin Lite ユーザーが当該 J-Coin Lite コインの付与の条件を満たしていなかったことが判明した場合、または、取引の取消し等の理由により事後に条件を満たさなくなった場合その他当行が不適切と認めた場合には、J-Coin Lite コインの付与を取り消し、J-Coin Lite アカウントの J-Coin Lite コインの残高を減少させることができますものとします。J-Coin Lite アカウントに J-Coin Lite コインの残高が不足する場合には、ユーザーは、利用口座から引き落とす方法その他の当行が指定する方法により不足分に相当する金額を支払うものとします。

### 第 13 条の 2 J-Coin Lite ボーナスの付与

1 当行は、J-Coin Lite ユーザーに対し、当行所定の条件で、J-Coin Lite アカウントに当行所定の金額に相当する J-Coin Lite ボーナスを付与することがあります。J-Coin Lite ボーナスの付与の詳しい条件は、当行所定の方法により掲示します。

2 当行は、J-Coin Lite ボーナスの付与を行った後に、J-Coin Lite ユーザーが当該 J-Coin Lite ボーナスの付与の条件を満たしていなかったことが判明した場合、または、取引の取消し等の理由により事後に条件を満たさなくなった場合その他当行が不適切と認めた場合には、J-

Coin Lite ボーナスの付与を取り消し、J-Coin Lite アカウントの J-Coin Lite ボーナスの残高を減少させることができます。J-Coin Lite アカウントに J-Coin Lite ボーナスの残高が不足する場合には、ユーザーは、J-Coin Lite コインからの減算、利用口座から引き落とす方法その他の当行が指定する方法により不足分に相当する金額を支払うものとします。

3 J-Coin Lite ボーナスの取扱いは、以下に定めるもののほか J-Coin Lite コインの取扱いに従うものとします。

- (1) 他の J-Coin Pay ユーザーや J-Coin Lite ユーザーとの間で移転すること及び払戻しを行うことはできません。
- (2) 本条第 1 項に基づく付与以外の方法で取得することはできません。
- (3) 当行が別途定める有効期限を経過したときに利用できなくなります。
- (4) 第 8 条に定める決済等に利用することができます。ただし、利用できる加盟店や、その他支払方法に当行所定の条件を設ける場合があります。その場合、当行所定の方法で掲示するものとします。
- (5) 第 7 条第 4 項、第 8 条第 7 項に定めるご利用上限金額は J-Coin Lite コインと合算して管理します。
- (6) 第 8 条に定める決済等に利用する場合、以下の順番で差し引くものとします。
  - ① J-Coin Lite ボーナス(有効期限が先に到来するものから先に減算されるものとします)
  - ② J-Coin Lite コイン
- (7) 第 8 条に定める決済等の取消手続が行われた場合、以下の順番で返還します。
  - ① J-Coin Lite コイン
  - ② J-Coin Lite ボーナス(有効期限が後に到来するものから順に加算されるものとします)
- (8) 第 6 条第 1 項に基づき J-Coin Lite アカウントから J-Coin Pay アカウントへ移行したときに有効な J-Coin Lite ボーナスが残存する場合、当行はかかる J-Coin Lite ボーナスの付与を取り消すと同時に、残存していた J-Coin Lite ボーナスの残高と同額の J-Coin Pay ボーナスを付与します。この場合、残存していた J-Coin Lite ボーナスに付されていた有効期限または利用条件等の制限は、付与された J-Coin Pay ボーナスにも同様に付されるものとします。

## 第 14 条 手数料

J-Coin Lite アカウントおよび J-Coin Lite コインに係る手数料は、当行が別途公表するものとします。なお、J-Coin Lite アカウントまたは J-Coin Lite コインの利用に伴い、税金や付帯費用が発生する場合には、J-Coin Lite ユーザーがこれらを負担するものとします。

そのほか、払戻しに際しては、金融機関所定の費用などが発生することがあります。

## 第 15 条 個人情報の取扱い

### 1 当行は、当行ウェブサイト

([https://www.mizuhobank.co.jp/privacy/kohyo\\_jiko\\_01.html](https://www.mizuhobank.co.jp/privacy/kohyo_jiko_01.html)) に掲示する「「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項」にて示した範囲内で J-Coin Lite ユーザーの個人情報を取扱うこととし、その範囲を超えて取扱うことはいたしません。

2 J-Coin Lite ユーザーは、当行と J-Coin Lite サービスに参画する金融機関が、当行が別途定める「ユーザー情報の取扱いに関する同意事項」にて示した目的の範囲内で、J-Coin Lite ユーザーの登録情報、取引履歴情報、その他必要な情報の授受を行うことに対し、あらかじめ同意するものとします。

3 J-Coin Lite ユーザーは、当行が、J-Coin Lite サービスを利用する端末の電話番号を取得し、J-Coin Lite サービスの提供において必要とされる場合に当該番号に対して通知を行うことに対し、あらかじめ同意するものとします。

## 第 16 条 反社会的勢力の排除

1 J-Coin Lite ユーザーは、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して反社会的勢力であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 J-Coin Lite ユーザーは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 J-Coin Lite ユーザーが、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行は、J-Coin Lite ユーザーに対して催告することなく直ちに J-Coin Lite サービス利用契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。

4 当行は、前項の規定に基づく J-Coin Lite サービス利用契約の解除により J-Coin Lite ユーザーに損害が生じた場合においても、J-Coin Lite ユーザーに対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

## 第17条 J-Coin Lite アカウントに係る禁止事項

J-Coin Lite ユーザーは、以下に記載することを行ってはなりません。

- (1) 預金目的で J-Coin Lite アカウントまたは J-Coin Lite コインを保有または利用する行為。
- (2) マネー・ロンダリング目的で J-Coin Lite アカウントを保有し、または J-Coin Lite アカウントをマネー・ロンダリングに利用する行為。
- (3) 不正な方法により J-Coin Lite コインを取得し、または不正な方法で取得された J-Coin Lite コインであることを知って利用する行為。
- (4) J-Coin Lite アカウントまたは J-Coin Lite コインを偽造もしくは変造し、または偽造もしくは変造された J-Coin Lite コインであることを知って利用する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、その他、犯罪を構成もしくは誘発する行為
- (6) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
- (7) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為。
- (8) 当行または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
- (9) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為。
- (10) 当行または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
- (11) 同一または類似のメッセージを不特定多数の J-Coin Lite ユーザーに送信する行為（当行の認めたものを除きます。）、同一もしくは類似のメッセージを送信するために不特定多数の者を新規 J-Coin Lite ユーザーに追加する行為、その他当行がスパムと判断する行為。
- (12) J-Coin Lite コインを当行所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為。

(13) J-Coin Lite コインを第三者に対して譲渡する行為（但し、本規約第9条に定める行為は除く。）。

(14) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（当行の認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、わいせつな情報を発信する行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、当行または第三者に対する嫌がらせや差別、誹謗中傷、侮辱、名誉毀損を目的とする行為、第三者に対するストーキングを目的とする行為、その他 J-Coin Lite サービスが予定している利用目的と異なる目的で J-Coin Lite サービスを利用する行為。

(15) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為。

(16) 宗教活動または宗教団体への勧誘に J-Coin Lite サービスを利用する行為。

(17) 選挙運動または政治活動に J-Coin Lite サービスを利用する行為。

(18) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為。

(19) 当行のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当行のシステムの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、当行に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他当行による電磁的記録事業の運営または他の J-Coin Pay ユーザー及び J-Coin Lite ユーザーによるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。

(20) リバースエンジニアリングその他の解析行為、その他 J-Coin Lite サービス提供の趣旨に照らして本来の目的とは異なる目的で利用する行為

(21) 同一または類似の行為を繰り返す等通常の利用の範囲を超えた利用行為。

(22) J-Coin Lite アカウントが登録された J-Coin Pay アプリがインストールされた端末を他人に譲渡する行為。

(23) J-Coin Lite アカウントを他人に使用させる行為。

(24) その他、当行が不相当と判断した行為。



## 第 18 条 必要措置の実施

1 当行は、**J-Coin Lite** ユーザーが **J-Coin Lite** サービスの利用にあたって適用される規約、約款、約定等（本規約を含みますが、これらに限りません。）に違反しまたは違反するおそれがあると認めた場合（前条各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当行が判断する場合を含みますが、これらに限りません。）その他当行が必要と認めた場合には、あらかじめ **J-Coin Lite** ユーザーに通知することなく必要措置を講じることができるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当行は、他の **J-Coin Lite** ユーザーその他のいかなる第三者に対しても、**J-Coin Lite** ユーザーの違反を防止または是正する義務を負いません。

## 第 19 条 **J-Coin Lite** サービスの中止・中断等

1 当行は、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などによるシステムの中止または中断の必要があると認めたときは、**J-Coin Lite** ユーザーに事前に通知することなく、**J-Coin Lite** サービスの全部または一部を中止または中断することができるものとします。当行は、これにより **J-Coin Lite** ユーザーに損害が生じた場合であっても責任を負いません。

2 **J-Coin Lite** ユーザーは、**J-Coin Lite** サービスを利用するにあたり、必要な機器、通信手段等を、**J-Coin Lite** ユーザーの費用と責任で用意しなければなりません。

3 **J-Coin Lite** サービスは、日本の携帯電話番号を有する端末向けサービスであり、**J-Coin Lite** ユーザーが **J-Coin Pay** アプリをインストールした端末が日本の携帯電話番号を有しなくなった場合には、**J-Coin Lite** サービスのご利用は中止または中断されるものとします。

4 **J-Coin Lite** ユーザーは、当行所定の手続を行うことにより、**J-Coin Lite** サービスの全部又は一部の利用を停止することができます。また、当行所定の手続を行うことにより、停止したサービスの利用再開を申し込むことができ、当行がこれを認めた場合には、利用を再開できるものとします。

## 第 20 条 J-Coin Lite サービス利用契約の解約等による終了および終了後の措置

1 J-Coin Lite ユーザーは、当行所定の手続を経て、J-Coin Lite サービス利用契約を解約することができます。

2 当行は、当行が経済情勢の変化、法令の改廃その他当行の都合により J-Coin Lite コインの取扱いを全面的に廃止した場合、または、J-Coin Lite ユーザーが J-Coin Pay アプリをインストールした端末が日本の携帯電話番号を有しなくなったことを知った場合には、何らの通知なく J-Coin Lite サービス利用契約を解約することができます。

3 J-Coin Lite ユーザーが死亡した場合、J-Coin Lite サービス利用契約は終了するものとします。

4 理由のいかんを問わず、J-Coin Lite サービス利用契約が終了した場合（第 5 条第 4 項、ならびに本条第 1 項および第 2 項に基づき解約された場合を含みますが、これらに限られません。）には、J-Coin Lite アカウントに記録された利用履歴その他一切の J-Coin Lite ユーザーの権利および情報は、本規約に別途定めるものを除き、理由を問わず、すべて消去するものとします。また、J-Coin Lite サービス利用契約が終了した場合（但し、第 6 条に基づき、J-Coin Lite ユーザーが J-Coin Lite アカウントから J-Coin Pay アカウントに移行した場合は除きます。）に有効な J-Coin Lite コインが残存していたとしても、当行は、本規約に定める場合その他の資金決済に関する法律に定める例外に該当すると当行が認めた場合を除き J-Coin Lite コインの残高にかかわらず、J-Coin Lite コインの返金、払戻し等を行わないものとします。

## 第 21 条 長期間使用されないコインの返金、J-Coin Lite アカウントの削除等

1 J-Coin Lite アカウント内の J-Coin Lite コインの残高が最後に増減した日から 5 年間増減がない場合には、J-Coin Lite アカウント内に残存する J-Coin Lite コインは全て失効するものとします。この場合、当行は、J-Coin Lite アカウント内の J-Coin Lite コインの残高にかかわらず、J-Coin Lite コインの返金、払戻し等を行わないものとします。

2 第 1 項に加えて、当行は、J-Coin Lite サービスが最後に利用された日から 5 年間利用がない J-Coin Lite アカウントを、J-Coin Lite ユーザーに何らの通知をすることなく、当行の裁量により削除することができるものとします。この場合、前条第 4 項に従って処理されます。

## 第 22 条 J-Coin Lite ユーザーの責任

1 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite ユーザーご自身の責任において J-Coin Lite サービスを利用するものとし、J-Coin Lite サービスの利用において行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。

2 J-Coin Lite ユーザーは、J-Coin Lite サービスを利用したことに起因して（当行がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当行が直接的もしくは間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当行の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

3 J-Coin Lite ユーザーが J-Coin Lite コインによる決済を取り消した場合には、J-Coin Lite ユーザーの責任において取消に係る決済を行った加盟店に対して当該取引で利用された J-Coin Lite コインに相当する金員の返金請求を行うものとし、J-Coin Lite ユーザーは当行に対して当該請求を行わないものとします。

## 第 23 条 補償サービス

1 パスワードの盗用等により、J-Coin Lite ユーザー以外の第三者に J-Coin Lite サービスを不正に利用された場合（第三者が個人になりすまして当該個人名義の J-Coin Lite アカウントを開設し、J-Coin Lite サービスが不正に利用された場合を含みます。この場合、本条において J-Coin Lite ユーザーとは当該個人を意味するものとします。）、または J-Coin Pay アプリがインストールされた端末の紛失もしくは盗難により J-Coin Lite ユーザー以外の第三者に J-Coin Lite サービスを不正に利用された場合に生じた取引については、J-Coin Lite ユーザーの責によらず生じ、かつ次の各号のすべてに該当するときは、J-Coin Lite ユーザーは当行に対し当該取引にかかる損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。ただし、当行から J-Coin Lite ユーザーへの連絡の有無にかか

ならず、被害発生日の 30 日後までに当行への通知が行われなかった場合には、この限りではありません。

(1) J-Coin Lite ユーザー以外の第三者に J-Coin Lite サービスを不正に利用された場合は、不正に利用されたことに気付いたときに、直ちに①の措置をとること。ただし、J-Coin Lite ユーザー以外の第三者による J-Coin Lite サービスの不正利用が、J-Coin Pay アプリがインストールされた端末の紛失または盗難に起因する場合は、当該端末の紛失または盗難に気付いたときに、直ちに次の①の措置をとり、かつ②または③の措置をとっていること

① 当行への当行所定の届出

② 当行所定の方法による J-Coin Lite アカウントの停止処置の実施

③ 端末の通信サービスを提供する事業者に対する、当該端末の回線遮断の届出

(2) 当行の調査に対し、J-Coin Lite ユーザーより十分な説明が行われていること

(3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の不正利用または紛失、盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(4) J-Coin Lite ユーザーの親族等による不正利用ではないこと

(5) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じた被害ではないこと

2 当行は、J-Coin Lite ユーザーの請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、当該取引にかかる損害を限度として補てんするものとします。

3 当行が前項に基づく補償を行った場合、J-Coin Lite ユーザーは、当該取引に関する権利の一切を当行に譲渡することに同意するものとします。

## 第 24 条 免責事項

1 当行は、J-Coin Lite サービスに事実上または法律上の不備・不具合（安全性、信頼性、

正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当行は、**J-Coin Lite** ユーザーに対して、かかる不備・不具合を除去して **J-Coin Lite** サービスを提供する義務を負いません。

2 端末等の障害、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害、電話の不通により、お取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、もしくは **J-Coin Lite** サービスに関して当行から送信した情報の表示または伝達が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

3 当行は、当行の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により **J-Coin Lite** ユーザーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当行または **J-Coin Lite** ユーザーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)について一切の責任を負いません。また、当行の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により **J-Coin Lite** ユーザーに生じた損害の賠償は、当該損害が発生した月に **J-Coin Lite** ユーザーがチャージ(第10条第1項により **J-Coin Lite** コインがチャージされたのと同様の効果が生じる場合も含みます。以下、本項において同じです。)した **J-Coin Lite** コインのチャージ金額を上限とします。

4 当行は、補償サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他補償サービスの利用に関連してまたは補償サービスを利用できないことにより、**J-Coin Lite** ユーザーが不利益を被ったとしても、当行の故意または重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

5 当行は、災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、**J-Coin Lite** サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

## 第25条 **J-Coin Lite** ユーザーへの告知、登録情報の変更等

1 **J-Coin Lite** サービスに関する当行から **J-Coin Lite** ユーザーへの連絡は、当行が運営するウェブサイト内の適宜の場所への掲示、**J-Coin Pay** アプリ内での掲示その他当行が適当と判断する方法により行います。

2 J-Coin Lite ユーザーからの J-Coin Lite サービスに関する当行への連絡は、当行が運営するウェブサイト内の適宜の場所又は J-Coin Pay アプリに掲載する当行が指定する方法により行っていただきます。

3 当行は、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送した場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第 26 条 加盟店の売上債権の譲渡

1 第 8 条に従い加盟店との対象商品の代金決済に J-Coin Lite コインを使用する場合、J-Coin Lite ユーザーは、加盟店が J-Coin Lite ユーザーに対して有する当該対象商品に係る売上債権について、次に定める事項を異議なく承諾したものとみなされます。

- (1) 当該加盟店、当該加盟店との間で加盟店契約を締結している第三者、当該第三者との間で加盟店の管理に関する業務を委託または受託する契約を締結している第三者および当行の間で、当該対象商品に係る売上債権の譲渡がなされること
- (2) 当該対象商品に係る売上債権に関する抗弁を放棄する意思表示を行ったものとみなされること
- (3) 当行が第 1 号に定める者に代わって前号の意思表示を受領すること

2 前項第 2 号に定める「抗弁を放棄する意思表示」とは、対象商品の取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、当該取引の無効・取消し・解除、売上債権の弁済による消滅・同時履行・相殺、当該取引の不存在、売上債権の金額の相違、目的物・サービスの品質不良・引渡し未了、その他売上債権の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

## 第 27 条 本規約の変更・廃止

1 当行は、経済情勢の変化、法令の改廃その他の当行の都合により、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約は変更または廃止できるものとします。

2 本規約を変更または廃止したときは、第 25 条に定める告知方法および当行のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。

## 第 28 条 準拠法

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

## 第 29 条 管轄

J-Coin Lite サービスに起因または関連して J-Coin Lite ユーザーと当行との間に生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。